2　環境基準

環境基準は環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、次のように定められている。

（広島市関係分について抜すい）

⑴　大気汚染に係る環境基準

（昭和48環告35・昭53環告38・昭56環告47・平８環告73・一部改正）

物　　質	環　境　上　の　条　件	測　　定　　方　　法
二酸化硫黄	１時間値の１日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、１時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	１時間値の１日平均値が10ppm以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	１時間値の１日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、１時間値が0.20mg/m³以下であること。	濾過補集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	１時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

（昭53環庁告38・平８環庁告74・一部改正）

二酸化窒素	１時間値の１日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法

⑵　水質汚濁に係る環境基準

（平５環告16・全改、平７環告17、平11環告14・一部改正）

ア　人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基　準　値	測　　定　　方　　法
カ　ド　ミ　ウ　ム	0.01mg/ｌ以下	日本工業規格Ｋ0102（以下「規格」という。）55に定める方法
全　　シ　　ア　　ン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ｌ以下	規格54に定める方法
六　価　ク　ロ　ム	0.05mg/ｌ以下	規格65.2に定める方法
砒　　素	0.01mg/ｌ以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総　　水　　銀	0.0005mg/ｌ以下	付表１に掲げる方法
ア　ル　キ　ル　水　銀	検出されないこと。	付表２に掲げる方法
Ｐ　　Ｃ　　Ｂ	検出されないこと。	付表３に掲げる方法
ジ　ク　ロ　ロ　メ　タ　ン	0.02mg/ｌ以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四　塩　化　炭　素	0.002mg/ｌ以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2－ジクロロエタン	0.004mg/ｌ以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1－ジクロロエチレン	0.02mg/ｌ以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2、又は5.3.2に定める方法
シス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/ｌ以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1－トリクロロエタン	1 mg/ｌ以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2－トリクロロエタン	0.006mg/ｌ以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ｌ以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ｌ以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3－ジクロロプロペン	0.002mg/ｌ以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ　　ウ　　ラ　　ム	0.006mg/ｌ以下	付表４に掲げる方法
シ　　マ　　ジ　　ン	0.003mg/ｌ以下	付表５の第１又は第２に掲げる方法
チ　オ　ベ　ン　カ　ル　ブ	0.02mg/ｌ以下	付表５の第１又は第２に掲げる方法
ベ　　ン　　ゼ　　ン	0.01mg/ｌ以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ　　レ　　ン	0.01mg/ｌ以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ｌ以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふ　　っ　　素	0.8mg/ｌ以下	規格34.1に定める方法又は付表６に掲げる方法
ほ　　う　　素	1 mg/ｌ以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表７に掲げる方法

備　考

１　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

２　「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表２において同じ。

３　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

４　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

イ　生活環境の保全に関する環境基準

(ア)　河　川

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数
ＡＡ	水道１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1㎎/ｌ以下	25㎎/ｌ以下	7.5㎎/ｌ以上	50 MPN/100ml 以下
Ａ	水道２級 水産１級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2㎎/ｌ以下	25㎎/ｌ以下	7.5㎎/ｌ以上	1,000 MPN/100ml 以下
Ｂ	水道３級 水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3㎎/ｌ以下	25㎎/ｌ以下	5㎎/ｌ以上	5,000 MPN/100ml 以下
Ｃ	水産３級 工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5㎎/ｌ以下	50㎎/ｌ以下	5㎎/ｌ以上	－
Ｄ	工業用水２級 農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8㎎/ｌ以下	100㎎/ｌ以下	2㎎/ｌ以上	－
Ｅ	工業用水３級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10㎎/ｌ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2㎎/ｌ以上	－
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表８に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

（注）１　自然環境保全　　自然探勝等の環境保全
２　水　　道１級　　ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃　　２級　　沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
〃　　３級　　前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
３　水　　産１級　　ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
〃　　２級　　サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
〃　　３級　　コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
４　工業用水１級　　沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃　　２級　　薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
〃　　３級　　特殊の浄水操作を行うもの
５　環　境　保　全　　国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

類型＼項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。）	

備　考

1　基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

(イ) 海　域

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数	n－ヘキサン抽出物質（油分等）
A	水産1級 水浴自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000 MPN/100ml 以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上	－	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上	－	－
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法（ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表10に掲げる方法

備　考

1　水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

（注）1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2　水　　産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃　　2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.2mg/ｌ以下	0.02mg/ｌ以下
Ⅱ	水産１種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.3mg/ｌ以下	0.03mg/ｌ以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く。）	0.6mg/ｌ以下	0.05mg/ｌ以下
Ⅳ	水産３種 工業用水 生物生息環境保全	1　mg/ｌ以下	0.09mg/ｌ以下
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法

備　考

1　基準値は、年間平均値とする。

2　水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

（注）1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2　水産　1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

〃　2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

〃　3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物Ａ	水生生物の生息する水域	0.02mg/ｌ以下	第１の２の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ｌ以下	
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表９に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表９の１(1)による。）	

ウ　広島市内水域に係る環境基準の類型指定

（昭和45年９月１日　閣　議　決　定
昭和49年10月１日　広島県告示第806号
昭和50年６月13日　広島県告示第527号
昭和60年３月18日　広島県告示第273号
昭和61年３月31日　広島県告示第323号）

水域名	名　称	範　囲	当該類型	指定年月日	指定機関
広島市内水域	太田川上流	行森川合流点から祇園水門まで	河川－A	S45. 9. 1	国
	太田川下流	祇園水門より下流	〃　－B		
	天満川	全域	〃　－A		
	旧太田川	全域	〃　－A		
	元安川	全域	〃　－A		
	京橋川	全域	〃　－A		
	猿猴川	全域	〃　－B	S60. 3. 18	広島県
	瀬野川	全域	〃　－B	S45. 9. 1	国
	府中大川	全域	〃　－D	S61. 3. 31	広島県
八幡川水域	八幡川上流	郡橋より上流	〃　－A	S50. 6. 13	広島県
	八幡川下流	郡橋より下流	〃　－B		
太田川関連支川水域	太田川上流（二）	明神橋から行森川合流点まで	〃　－A	S50. 6. 13	広島県
	吉山川	全域	〃　－A		
	鈴張川	全域	〃　－A		
	根谷川上流	代田一合橋より上流	〃　－A		
	根谷川下流	代田一合橋より下流	〃　－B		
	三篠川	全域	〃　－A		
	安川	全域	〃　－B		
	古川下流	安川合流点より下流	〃　－B		
広島湾水域	海田湾	別記１の水域	海域－B	S49.10. 1	広島県
	広島市地先海域	別記２の水域	〃　－A		
	五日市・廿日市地先海域	別記３の水域	〃　－A		
	広島湾	別記４の水域	〃　－A		

（別記）

１　共永興業株式会社広島営業所坂倉庫敷地（安芸郡坂町字鯛尾5708番地の16）西側北端から広島港宇品外貿ふ頭岸壁西南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（海田湾）

２　広島市宇品島南端から八幡川河口左岸南方1,500ｍの地点（北緯34度21分14秒、東経132度23分13秒。以下、「八幡川沖合地点」という。）まで引いた線、同地点から八幡川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（広島市地先海域）

３　八幡川河口左岸から八幡川沖合地点まで引いた線、同地点から廿日市市鰆浜鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（五日市・廿日市地先海域）

４　廿日市市鰆浜鼻から厳島聖埼まで引いた線、同島センゴ鼻から西能美島豪頭鼻まで引いた線、江田島二ッ小島から呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、海田湾、広島市地先海域及び五日市・廿日市地先海域に係る部分を除いたもの（広島湾）

エ　広島市内を含む水域の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定

（平成９年４月10日広島県告示第450号）

水域名	範　囲	該当類型	指定年月日	指定機関
広島湾北部	別記１の水域	海域　Ⅲ	平成９年４月10日	広島県
広島湾南部	別記２の水域	海域　Ⅱ	平成９年４月10日	広島県

（別記）

１（広島湾北部）

廿日市市鰆浜鼻と似島大筏鼻を結ぶ線、同地点と金輪島金輪尻ノ鼻を結ぶ線、同地点と安芸郡坂町タツガ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

２（広島湾南部）

廿日市市鰆浜鼻と厳島聖埼を結ぶ線、同島センゴ鼻と西能美島豪頭鼻を結ぶ線、江田島二ッ小島と呉市と安芸郡坂町の境界でもある陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、広島湾北部に係る部分を除いたもの

⑶　地下水の水質汚濁に係る環境基準

（平成９環告10・平成11環告16・一部改正）

項　　目	基　準　値	測　　定　　方　　法
カ　ド　ミ　ウ　ム	0.01mg/ｌ以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
全　　シ　　ア　　ン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ｌ以下	規格K0102の54に定める方法
六　価　ク　ロ　ム	0.05mg/ｌ以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒　　素	0.01mg/ｌ以下	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
総　　水　　銀	0.0005mg/ｌ以下	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表１に掲げる方法
ア　ル　キ　ル　水　銀	検出されないこと	公共用水域告示付表２に掲げる方法
Ｐ　　Ｃ　　Ｂ	検出されないこと	公共用水域告示付表３に掲げる方法
ジ　ク　ロ　ロ　メ　タ　ン	0.02mg/ｌ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四　塩　化　炭　素	0.002mg/ｌ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2－ジクロロエタン	0.004mg/ｌ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1－ジクロロエチレン	0.02mg/ｌ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/ｌ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1－トリクロロエタン	１mg/ｌ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2－トリクロロエタン	0.006mg/ｌ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ｌ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ｌ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3－ジクロロプロペン	0.002mg/ｌ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ　　ウ　　ラ　　ム	0.006mg/ｌ以下	公共用水域告示付表４に掲げる方法
シ　　マ　　ジ　　ン	0.003mg/ｌ以下	公共用水域告示付表５の第１又は第２に掲げる方法
チ　オ　ベ　ン　カ　ル　ブ	0.02mg/ｌ以下	公共用水域告示付表５の第１又は第２に掲げる方法
ベ　　ン　　ゼ　　ン	0.01mg/ｌ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.2に定める方法
セ　　レ　　ン	0.01mg/ｌ以下	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ｌ以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43．2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素あっては規格K0102の43.1に定める方法
ふ　　っ　　素	0.8mg/ｌ以下	規格K0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表６に掲げる方法
ほ　　う　　素	１mg/ｌ以下	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は公共用水域告示付表７に掲げる方法

備　考

１　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

２　「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

３　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

⑷　土壌の汚染に係る環境基準

平成３年８月23日

環告第46号

改正　平成５環告19・平成６環告５・平成６環告25・平成７環告19・平成10環告21・平成13環告16

項　　目	基　　準　　値	測　　定　　方　　法
カ　ド　ミ　ウ　ム	検液１Ｌにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米１kgにつき１mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格Ｋ0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年６月農林省令第47号に定める方法
全　シ　ア　ン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和49年９月環境庁告示第64号付表１に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年９月環境庁告示第64号付表２に掲げる方法）
鉛	検液１Ｌにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六　価　ク　ロ　ム	検液１Ｌにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒　　素	検液１Ｌにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌１kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年４月総理府令第31号に定める方法
総　　水　　銀	検液１Ｌにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表１に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表２及び昭和49年９月環境庁告示第64号付表３に掲げる方法
Ｐ　　Ｃ　　Ｂ	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表３に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌１kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液１Ｌにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四　塩　化　炭　素	検液１Ｌにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2－ジクロロエタン	検液１Ｌにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1－ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス－1,2－ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1－トリクロロエタン	検液１Ｌにつき１mg以下であること。	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2－トリクロロエタン	検液１Ｌにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

項　　目	基　　準　　値	測　　定　　方　　法
テトラクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3－ジクロロプロペン	検液１Ｌにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ　ウ　ラ　ム	検液１Ｌにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表４に掲げる方法
シ　マ　ジ　ン	検液１Ｌにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表５の第１又は第２に掲げる方法
チオベンカルブ	検液１Ｌにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表５の第１又は第２に掲げる方法
ベ　ン　ゼ　ン	検液１Ｌにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ　　レ　　ン	検液１Ｌにつき0.01mg以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法
ふ　　っ　　素	検液１Ｌにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表６に掲げる方法
ほ　　う　　素	検液１Ｌにつき１mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表７に掲げる方法

備　考

１　環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

２　カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のう検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１Ｌにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び１mgを超えていない場合には、それぞれ検液１Ｌにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び３mgとする

３　「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

４　有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

⑸　騒音に係る環境基準

（平成10年９月30日環告第64号）

ア　道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
ＡＡ	50デシベル以下	40デシベル以下
Ａ及Ｂ	55デシベル以下	45デシベル以下
Ｃ	60デシベル以下	50デシベル以下

（注）１　時間の区分は、昼間を午前６時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前６時までの間とする。
２　騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

イ　道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

（注）「車線」とは、１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ　幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備　考　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

（注）１　「幹線交通を担う道路」とは、道路法第３条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第７条第１項第１号に定める自動車専用道路をいう。
２　「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また、２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいう。

※　この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

エ　地域の類型指定

（平成11年２月12日広島県告示第149号）

該当類型	地域の区分
ＡＡ	該当地域なし
Ａ	第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域及び第２種中高層住居専用地域
Ｂ	第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
Ｃ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

⑹　航空機騒音に係る環境基準

ア　環境基準

（昭和48年12月27日環告第154号）

地域の類型	基準値（単位：WECPNL）
Ⅰ	70　以　下
Ⅱ	75　以　下

イ　地域の類型指定

（昭和52年６月10日広島県告示第405号）

該当類型	地　　域　　の　　範　　囲
Ⅰ	該当地域なし
Ⅱ	広島市西区南観音三丁目、同区南観音四丁目、同区南観音五丁目、同区南観音六丁目及び同区観音新町二丁目並びに同区観音新町四丁目のうち６番（都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項第１号に規定する準工業地域の定めのある地域に限る。）７番から９番まで及び11番から13番まで

⑺　新幹線鉄道騒音に係る環境基準

ア　環境基準

（昭和50年７月29日環告第46号）

地域の類型	基　　準　　値
Ⅰ	70デシベル以下
Ⅱ	75デシベル以下

イ　地域の類型指定

（昭和52年６月10日広島県告示第406号）

該当類型	地　域　の　区　分	地　　域　　の　　範　　囲
Ⅰ	第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域	新幹線鉄道の軌道中心線（トンネルの部分（両側のトンネルの出入口からトンネルの中央部方向に150メートル以内の部分を除く。）を除く。）から左右両側それぞれ300メートル（橋りょう構造に係る部分については、400メートル）以内の地域（広島車輌基地に係る側線部分（分岐点51イロから軌道の末端までの部分に限る。）については、両端の軌道の中心線（末端から進行方向に300メートルを加えた部分を含む。）から外部方向にそれぞれ300メートル以内の地域及び軌道の中心線の末端を結ぶ線から進行方向に300メートル以内の地域）
Ⅱ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	

⑻　ダイオキシン類に係る環境基準

（平成14年７月22日環境省告示第46号）

媒　　体	基　準　値	測　　定　　方　　法
大　　気	0.6pg-TEQ/㎥以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水　　質（水底の底質を除く。）	１pg-TEQ/Ｌ以下	日本工業規格Ｋ0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/ｇ以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土　　壌	1,000pg-TEQ/ｇ以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備　考

１　基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

２　大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

３　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/ｇ以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

４　大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

５　水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

６　土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

⑼　有害大気汚染物質に係る環境基準

物　　質	環　境　上　の　条　件	測　定　方　法
ベ　ン　ゼ　ン	１年平均値が0.003mg/㎥以下であること。（Ｈ９．２．４環告４）	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	１年平均値が0.2mg/㎥以下であること。（Ｈ９．２．４環告４）	
テトラクロロエチレン	１年平均値が0.2mg/㎥以下であること。（Ｈ９．２．４環告４）	
ジクロロメタン	１年平均値が0.15mg/㎥以下であること。（H13．４．20環告30）	

備　考

１　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

２　ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3　その他の基準

⑴　底質の暫定除去基準値

（昭和50年10月28日環水管第119号）

物　質	底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）
水　銀	25ppm以上
ＰＣＢ	10ppm以上

⑵　ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値

（平成２年５月24日　環水土第 77号
一部改正　平成３年７月30日　環水土第109号
〃　平成４年12月21日　環水土第187号
〃　平成９年４月24日　環水土第100号
〃　平成13年12月28日　環水土第234号）

	農薬名	指針値 mg/l
殺虫剤	アセフェート	0.8
	イソキサチオン	0.08
	イソフェンホス	0.01
	エトフェンプロックス	0.8
	クロルピリホス	0.04
	ダイアジノン	0.05
	チオジカルブ	0.8
	トリクロルホン（DEP）	0.3
	ピリダフェンチオン	0.02
	フェニトロチオン（MEP）	0.03
	アゾキシストロビン	5
殺菌剤	イソプロチオラン	0.4
	イプロジオン	3
	イミノクタジン酢酸塩	0.06（イミノクタジンとして）
	エトリジアゾール（エクロメゾール）	0.04
	オキシン銅（有機銅）	0.4
	キャプタン	3
	クロロタロニル（TPN）	0.4
	クロロネブ	0.5
	チウラム（チラム）	0.06
	トルクロホスメチル	0.8
	フルトラニル	2
	プロピコナゾール	0.5
	ペンシクロン	0.4
	ホセチル	23
	ポリカーバメート	0.3
	メタラキシル	0.5
	メプロニル	1

	農薬名	指針値 mg/l
除草剤	アシュラム	2
	ジチオピル	0.08
	シデュロン	3
	シマジン（CAT）	0.03
	テルブカルブ（MBPMC）	0.2
	トリクロピル	0.06
	ナプロパミド	0.3
	ハロスルフロンメチル	0.3
	ピリブチカルブ	0.2
	ブタミホス	0.04
	フラザスルフロン	0.3
	ブロピザミド	0.08
	ベンスリド（SAP）	1
	ペンディメタリン	0.5
	ベンフルラリン（ベスロジン）	0.8
	メコプロップ（MCPP）	0.05
	メチルダイムロン	0.3

⑶　自動車騒音の限度

（平成12年３月２日総理府令第15号・昭和61年４月１日広島市告示第96号）

区　分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間（６時～22時）	夜間（22時～翌６時）
a区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域	１車線	65デシベル	55デシベル
		２車線以上	70デシベル	65デシベル
		近接区域	75デシベル	70デシベル
b区域	第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	１車線	65デシベル	55デシベル
		２車線以上 近接区域	75デシベル	70デシベル
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	車線を有する道路 近接区域	75デシベル	70デシベル

（注）１　騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
２　「車線」とは、１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
３　「近接区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から15メートルまでの範囲、また、２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。
４　「幹線交通を担う道路」とは、道路法第３条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第７条第１項第１号に定める自動車専用道路をいう。

⑷　道路交通振動の限度

ア　基準値

（振動規制法施行規則第12条）

区域の区分＼時間の区分	昼　間	夜　間
第１種区域	65デシベル	60デシベル
第２種区域	70デシベル	65デシベル

（注）振動レベルは、測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

イ　区域の区分の指定

（昭和61年４月１日広島市告示第97号）

区域の区分	区域の範囲
第１種区域	第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
第２種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

ウ　時間の区分の指定

（昭和61年４月１日広島市告示第97号）

時間の区分	時間
昼　間	午前７時から午後７時まで
夜　間	午後７時から翌日の午前７時まで